

# 令和2年度

## 第12回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年3月8日(月)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	×	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

### 農地利用最適化推進委員 5名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員  
羽矢勝幸委員 板井伸博委員

### 事務局職員 3名

事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢  
総括主幹 伊藤 康輔

### 会議に付した事件

- 議案第79号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第80号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第81号 農用地利用集積計画の決定について（所有権設定）
- 議案第82号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第83号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第84号 非農地証明願について
- 議案第85号 農地等の買受適格証明願について

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長

皆さん、おはようございます。

それでは、第 12 回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 12 名、欠席委員 1 名で、過半数を超えております。

従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますのでご了承願います。それでは、会長よろしくお願います。

議長

(会長あいさつ)

ただいまから、令和 2 年度第 12 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、2 番：友延都茂子委員及び 3 番：河野利治委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

次に、議案第 79 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 79 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1 ページからになります。

申請番号 71 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■で、地目は田、面積が 1,381 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 72 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■外■■■■筆で、地目は畑、合計面積が 10,019 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 73 番、所在が■■■■字■■■■番外■■■■筆で、地目は田及び畑、合計面積が 6,492 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■



であります。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第80号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第80号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の6ページからです。また、お手元に申請位置図を配布しておりますのでこちらも併せてご確認ください。

申請番号35番、申請地は■■■■字■■■■番■■で、地目は田、面積が494㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。都市計画の用途区分は第1種低層住居専用地域に該当します。転用目的は分譲住宅用地です。

申請地は、■■■■から■■■■を■■に約■■m進んだ場所に位置し、北と東を■■、西を■■、南を■■に接しています。

利用計画についてですが、転用者は■■■■の不動産業者で、申請地を取得し分譲住宅用地造成を計画しています。

盛土せず敷地内を整地し、境界に沿ってコンクリートブロックを設置する計画のため、土砂の流出や崩壊の恐れはなく隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水は市道の側溝に排水し、生活雑排水は公共下水道に接続し排水する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費、造成費で■■■■円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費を超える金額の預

金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年4月10日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号36番、申請地は[ ]字[ ]番で、地目は畑、面積が676㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。都市計画の用途区分は第1種住居地域に該当します。転用目的は分譲住宅用地です。

[ ]から[ ]を経て[ ]に入り約[ ]mの場所に位置し、南を[ ]、東と西及び北を[ ]と[ ]に接しています。

利用計画についてですが、転用者は[ ]で[ ]業の他、不動産業を営む[ ]で、申請地を取得し分譲住宅用地造成を計画しています。

申請地の現況は、既に整地工事に着手していたため、申請者の始末書が添付されており、本件は一部追認案件となります。

盛土は行わず整地し砂利を敷き、隣地との境には石垣を設置する計画で、土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられ、隣接農地への影響もないものと考えられます。

雨水については自然浸透のほかオーバーフロー分について南側に側溝を設置し、申請者が所有する土地を経由して市道横の側溝に放流する計画で、生活雑排水は公共下水道に接続し排水する計画です。

その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費、造成費で[ ]円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費を超える金額の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年6月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことではありますが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思えます。

最初に、申請番号35番につきまして、永野次郎推進委員から意見を申し上げます。

永野次郎  
推進委員

去る2月25日、私と事務局と中野委員と一緒に現地を確認しました。問題ないと思えます。

<p>議 長</p> <p>5 番 : 中野委員</p>	<p>ありがとうございました 同じく現地確認をしていただきました 5 番 : 中野委員からも意見があれば お願いします。</p> <p>今、永野推進委員がおっしゃったとおりで周りは住宅でありますので、問 題はないと思います。</p>
<p>議 長</p> <p>筒井正之 推進委員</p>	<p>ありがとうございました。 次に、申請番号 36 番につきまして、筒井正之推進委員から意見をお願い します。</p> <p>申請番号 36 番については、2 月 25 日に農業委員会の職員と河野農業委員 と私で現地の確認を行いました。当該申請地の状況につきましては現在、事 務局が説明のとおりでありますけれども、現状は利用されていない農地です ので申請どおりでよいものではないかと思われま。ご審議のほど、よろし くお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番 : 河野委員</p>	<p>ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました 3 番 : 河野利治委員からも意見があ ればお願いします。</p> <p>はい。今の筒井推進委員からの報告、それと事務局からの報告どおり問題 ないと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 地元委員の意見では転用に問題ないとのことですが、これにご意見、ご質 問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しま した。 次に議案第 81 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議 を行います。事務局から提案します。</p> <p>議案第 81 号、農用地利用集積計画の決定について議案書の 8 ページにな ります。農用地利用集積計画 (案) についての権利種別は所有権移転になり ます。</p>

申請番号9番、所在が■■■字■■■番外■■■筆で、地目が畑、合計面積が3,658㎡、渡し人が■■■の■■■さんです。

本件は、大分県農業農村振興公社がいったん農地保有し、今後、農地売買支援事業により、地域の担い手へ売却を予定するものです。以上であります。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第82号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第82号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。

それでは、集積表が13ページにありますのでご覧ください。表の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が11,760㎡、畑の面積が2,943㎡の合計面積が14,703㎡で、利用権を設定する農家数10戸、利用権の設定等を受ける農家数6戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積8,761㎡、使用貸借に係る面積5,942㎡です。

詳細につきましては 議案書9ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第83号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)についての審議を行います。事務局から提案します。

<p>事務局</p>	<p>議案第 83 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 12 ページの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。</p> <p>別紙の農用地貸付調書をご覧ください。借受者 [REDACTED] に 2 件の合計面積が 2,509 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。</p> <p>以上、提案します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 84 号、非農地証明願についての審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 84 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書の 15 ページからをご覧ください。</p> <p>申請番号 26 番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 外 [REDACTED] 筆で、地目は田及び畑で、合計面積 1,230 m<sup>2</sup>、申請人は [REDACTED] の [REDACTED] さんです。</p> <p>申請の内容は、申請地は前所有者が国の農地改革により離農した際、大半の農地を手放したがその際残った農地で、申請者が相続した昭和 51 年以前から耕作していないということです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。</p> <p>現在、申請のとおり荒廃しており、非農地として認められると考えます。</p> <p>申請番号 27 番、所在が [REDACTED] 字 [REDACTED] 番外 [REDACTED] 筆、地目は畑で、合計面積 137 m<sup>2</sup>、申請人は [REDACTED] の [REDACTED] さんです。</p> <p>申請の内容は、申請地について昭和 30 年頃車庫兼倉庫を建てた際、その敷地の一部としてしまったということです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。</p> <p>現在、申請のとおり宅地化しており、非農地として認められると考えます。</p>



申請番号 28 番、所在が [ ] 字 [ ] 番で、地目は畑、面積 157 m<sup>2</sup>、申請人は [ ] の [ ] さんです。

申請の内容は、昭和 50 年 8 月頃、申請地の一部に隣接する住宅の浄化槽を設置し、残ったスペースに植樹し、現在、住宅の庭として利用しているということです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現在、申請のとおり宅地化しており、非農地として認められると考えます。

申請番号 29 番、所在が [ ] 字 [ ] 番で、地目は畑、面積 54 m<sup>2</sup>、申請人は [ ] の [ ] さんです。

申請の内容は、平成 4 年頃、申請地の隣の宅地に倉庫を建設した後、倉庫の進入路として使用しているということです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現在、申請のとおり宅地化しており、非農地として認められると考えます。

以上、提案します。

議 長

事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。

最初に、申請番号 26 番につきまして、筒井正之推進委員から意見をお願いします。

筒井正之  
推進委員

はい。それでは非農地の申請番号 26 番について、2 月 25 日に農業委員会の職員と河野農業委員、そして私で現地の確認を行いました 5 件の現況を報告いたします。

まず 1 番目の [ ] 字 [ ] 番ですけれども、当該の申請地につきましては、土地の登記簿上で農地になっておりましたけれども、現地は段差のある隣接農地に接続しており、現状はのり面が地番ということで非農地扱いになっております。

次に [ ] 字 [ ] 番、この土地につきまして現状は竹林となっており、また耕作地にしても間口が狭くて奥行が長く耕作が難しい地形の農地であります。そういった理由で現在も非農地になっておりました、農地に回復するのは困難と思われれます。

次に [ ] 字 [ ] 番につきましては、現状は周辺がクヌギの林で申請地はその中の一部になっており、また形状も三角地で小さいということで農地回復は困難と思われれます。

次に [ ] 字 [ ] 番につきましては、同じように周辺は竹林となっておりまして、その中に含まれた一部の土地ということで現在も非農地の扱いになっているようで、農地回復は難しいのではないかと考えられます。

次に [ ] 字 [ ] 番につきましては、当該申請地は登記簿上で畑となっておりますが、現地は道も整備されておらずお宮の裏でもあり、現在は竹林になっておりました農地への回復は困難と思われれます。以上、ご審議の

<p>議 長</p> <p>3 番 : 河野委員</p>	<p>ほどよろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました 3 番 : 河野利治委員からも意見があればお願ひします。</p> <p>はい。今、筒井推進委員から詳しく説明がありましたところでは、5 件の農地について非農地として認めるのが適当だと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>羽矢勝幸 推進委員</p>	<p>ありがとうございました。 次に、申請番号 27 番につきまして、羽矢勝幸推進委員から意見をお願ひします。</p> <p>先月現地を確認した結果、問題ないと思われまゝ。</p>
<p>議 長</p> <p>6 番 : 神田委員</p>	<p>ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました 6 番 : 神田委員からも意見があればお願ひします。</p> <p>はい。問題ないと思ひます。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>板井伸博 推進委員</p>	<p>ありがとうございました。 次に、申請番号 28 番につきまして、板井伸博推進委員から意見をお願ひします。</p> <p>はい。申請番号 28 番につきましては、去る 2 月 24 日、事務局の方と私で現地確認を行いました。その内容につきましては事務局の方が言われたとおりで特に問題はないと思われまゝ。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>芹川豊彦 推進委員</p>	<p>ありがとうございました。 次に、申請番号 29 番につきまして、芹川豊彦推進委員から意見をお願ひします。</p> <p>先月 24 日に事務局の方と現地確認をいたしまして、現状から見て先程の説明のとおりですので問題ないと思ひます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませぬか。</p>

議 長	<p>(ありませんの声)</p> <p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 85 号、農地等の買受適格証明願についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 85 号、農地等の買受適格証明願について次のとおり申請がありましたので意見を求めます。17 ページになります。</p> <p>農業委員会は、農地の競売事件に関する買受適格証明願の提出があったときは、農地法第 3 条の規定による許可申請を処理する場合と同様の判断基準により申請者の買受適格の有無を審査し、速やかに意見を決定するものとなっています。</p> <p>なお、買受適格者であるとした場合、入札期日に限り有効である旨の条件を附して買受適格証明書を交付することになります。</p> <p>今回対象となっている農地は、所在が■■■■字■■■■番で、地目が田、面積が 4,844 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請者は■■■■の■■■■さんです。</p> <p>申請事由は経営規模を拡大するため、応札に必要な証明書を取得するものです。</p> <p>以上、申請事案は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしており、買受適格者と認められると考えられます。審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今の提案について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>

事務局	<p>報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。18ページになります。</p> <p>届出番号25番、所在が[ ]字[ ]番外[ ]筆、地目が畑で、合計面積が3,622㎡で、貸人が大分県農業農村振興公社で、借人が[ ]の[ ]さんです。解約事由については借人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号26番、所在が[ ]字[ ]番外[ ]筆、地目が田で、合計面積が1,658㎡で、貸人が大分県農業農村振興公社で、借人が[ ]の[ ]さんです。解約事由については借人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号27番、所在が[ ]字[ ]番外[ ]筆、地目が田で、合計面積が9,291㎡で、貸人が[ ]の[ ]さんで、借人が[ ]の[ ]さんです。解約事由については借人の都合で合意解約するものです。</p> <p>届出番号28番、所在が[ ]字[ ]番外[ ]筆、地目が田と畑で、合計面積が5,155㎡で、貸人が[ ]の[ ]さんで、借人が[ ]の[ ]さんです。解約事由については貸人の都合で合意解約するものです。以上、報告します。</p>
議長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、次に、報告事項(2)農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項(2)農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。20ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、有限会社[ ]であります。</p> <p>内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これもちまして、令和2年度豊後高田市農業委員会第12回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前10時37分 令和3年3月8日</p>